

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)の一部を改正する法律案

PFIとは

民間の活力を公共施設の整備・管理等に活かし、低コストで質の高い行政サービスを可能とするための手法
Private(民間の)Finance(資金が)Initiative(主導する)方式

法案の必要性

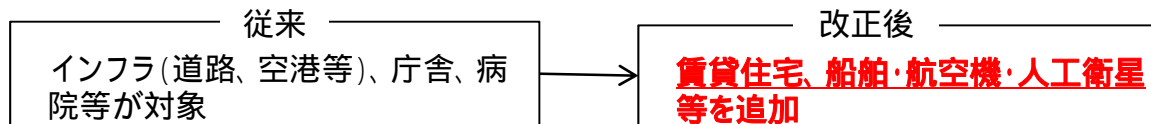
新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

- ・PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(従来の事業規模の2倍以上)の拡大を目指す。
- ・その実現のため、**コンセッション方式の導入等、PFI制度の拡充を2010年度に実施。**

国・地方ともに厳しい財政状況の中で、公共サービスは従来以上に民間を含め**様々な担い手により効率的に供給**される必要。その一環として、社会資本の整備・更新においても、**民間の資金や創意工夫を最大限活用**することが必要。あわせて、**民間の事業機会を創出**することによって**我が国の成長に寄与**。

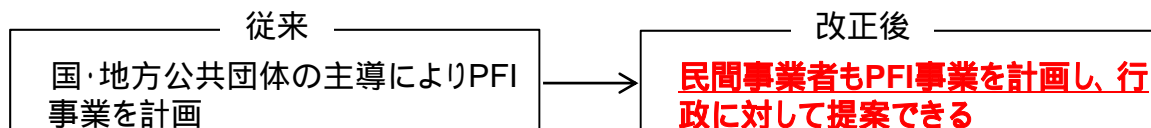
法案の概要

PFIの対象施設の拡大



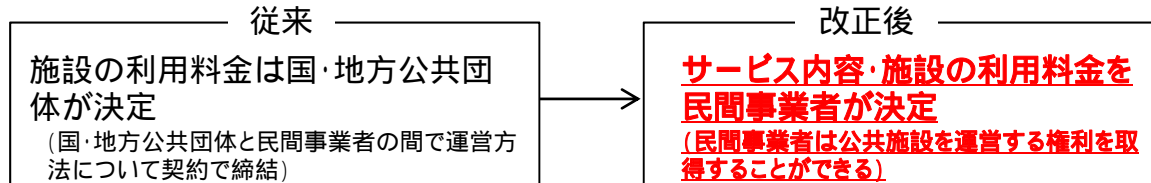
幅広い分野でPFIの活用が可能に

民間事業者による提案制度の導入



民間のアイデアの更なる活用

コンセッション方式の導入



利用者ニーズを反映したサービスの提供

民間事業者への公務員の派遣等についての配慮



ノウハウの伝達によるPFI事業の円滑な遂行

民間資金等活用事業推進会議の創設(会長:内閣総理大臣)



政務主導の推進体制の整備